

対象児童数を5,000人に拡充するとともに、実施要件を緩和し、家庭的保育事業の取り組みの拡大を図ることとしているので、積極的な取り組みをお願いします。

〈主な改正点〉

① 事業対象自治体

待機児童がいる自治体のみならず、すべての自治体で実施可能とする。

② 家庭的保育支援者の要件緩和

従来の家庭的保育者6人以上に家庭的保育支援者1人の配置から、3人以上に1人の配置に緩和する。

③ 連携保育所の要件緩和

家庭的保育者への支援等を行う連携保育所について、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条から第36条までに規定する基準を満たす認可外保育施設についても対象とする。

（2）病児・病後児保育事業について

① 補助方式の変更について

「病児・病後児保育事業」については、これまで利用実績にかかわらず定額の国庫補助を行ってきたところであるが、今後は、実施施設における利用実績に応じた国庫補助とし、利用者ニーズへの対応や経営の安定を図ることとしたので、積極的な取り組みをお願いします。

② 利用料について

本事業に係る利用料については、これまで事業費の2分の1相当の額が適当であると周知しているところであるが、低所得者（生保世帯、市町村民税非課税世帯）に対しては、実施施設の判断により利用料の減免ができるよう、減免分についても国庫補助することとしているので、適切な利用料の設定を行っていただくよう管内市町村及び実施施設への周知方をお願いします。

③ 体調不良児対応型の実施要件について

体調不良児対応型においては、予算の効率的配分の観点から、実施要綱に定める要件のほか、採択基準（国庫補助を受けるための要件）を別途定めているところであるが、平成21年度の採択基準については、次のいずれかの要件を満たす実施施設を補助対象とするので、ご留意願いたい。